○内閣府告示第百四十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百八十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年五月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　淡陽信用組合
二　住所　兵庫県洲本市栄町一丁目三番十七号

○内閣府告示第百四十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百九十号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年五月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○内閣府告示第百四十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月十四日内閣府告示第百二十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年五月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　京都中央信用金庫
二　住所　京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町九十一番地

○内閣府告示第百四十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月十四日内閣府告示第百二十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年五月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　京都信用金庫
二　住所　京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町七番地

○内閣府告示第百四十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月十四日内閣府告示第百二十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年五月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　湖東信用金庫
二　住所　滋賀県東近江市青葉町一番一号

○内閣府告示第百四十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月十四日内閣府告示第百二十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年五月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　長浜信用金庫
二　住所　滋賀県長浜市元浜町三番三号

○内閣府告示第百四十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月十四日内閣府告示第百二十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年五月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　滋賀中央信用金庫
二　住所　滋賀県近江八幡市桜宮町百九十八番地

○内閣府告示第百五十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月十四日内閣府告示第百二十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年五月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社滋賀銀行
二　住所　滋賀県大津市浜町一番三十八号

○内閣府告示第百五十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月十四日内閣府告示第百二十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年五月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　滋賀県信用組合
二　住所　滋賀県甲賀市水口町八光二番四十五号

○内閣府告示第百五十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月十四日内閣府告示第百二十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年五月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社商工組合中央金庫
二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

○内閣府告示第百五十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月十四日内閣府告示第百二十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年五月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○内閣府告示第百五十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月十四日内閣府告示第百二十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年五月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社京都銀行
二　住所　京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町七百番地

○内閣府告示第百五十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月十四日内閣府告示第百二十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年五月三十日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社関西アーバン銀行
二　住所　大阪府大阪市中央区西心斎橋一丁目二番四号

○内閣府告示第百五十六号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条第一項の規定に基づき、ユーラーヘルメス・ヨーロッパ・エスエーが日本において保険業を行うことを平成二十六年六月六日付けをもって免許したので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　外国保険業者の商号、本店の所在地及び設立の年月日

商　　号　ユーラーヘルメス・ヨーロッパ・エスエー
本店の所在地　ベルギー王国ブリュッセル市１０００、アーツ通り５６
設立の年月日　一九二九年七月二十九日

二　外国保険業者の設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名

ベルギー王国

三　外国保険業者の日本における代表者の氏名及び住所

氏　　名　小松　哲也
住　　所　神奈川県横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘一丁目二十三番二号

四　免許の種類

外国損害保険業免許

五　外国保険業者の日本における主たる店舗

東京都中央区京橋一丁目八番七号　京橋日殖ビル七階